

公共交通利用促進プロモーション業務仕様書

1 業務名

公共交通利用促進プロモーション業務

2 業務の目的

自家用車中心のライフスタイルの定着や、少子化・高齢化の進行に伴う人口減少により、公共交通の利用者は減少している。加えて、交通事業者の経営状況の悪化により、減便や路線廃止が進み、従来どおりの公共交通ネットワークの維持が困難となっている。

このため、本業務では、公共交通利用者のターゲットの特性に応じた普及啓発コンテンツを制作し、統一的なコンセプトのもと一体的にプロモーションを展開することで、利用者の行動変容を促し、地域住民の日常利用及び地域外からの来訪者による観光利用の増加につなげることを目的とする。

また、交通事業者に加え、医療・教育等の他分野の関係団体・機関とも連携し、普段公共交通を利用しない層にも訴求可能なプロモーション施策を企画・実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 予算上限額

21,503,760円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

- ・（1）及び（2）の事業を企画し、実施すること。
- ・対象は鉄軌道、路線バス、旅客船、コミュニティバス・タクシー等とし、エリアや路線などのバランスを考慮して実施すること。
- ・本業務で実施する施策は単年度で完結とせず、次年度以降の展開や発展を見据えた内容とすること。特に、制作する普及啓発コンテンツやWebサイト等については、継続的な活用や改良が可能な設計とし、運用面も含めて持続的に展開できるよう配慮すること。

（1）公共交通の魅力発信による利用促進

公共交通を利用することのメリットに着目した普及啓発コンテンツを制作し、広く情報発信を行うことで利用者の行動変容を促し、公共交通利用の増加につなげる。

① 普及啓発コンテンツ等の制作

ア キャッチコピー及びロゴの制作

- ・事業全体を通じて使用する統一的なキャッチコピー及びロゴを作成すること。
- ・作成したキャッチコピー及びロゴは、普及啓発コンテンツ等において一体的に活用すること。

イ 普及啓発コンテンツの内容

- ・視覚的訴求力の高い表現（例：漫画、イラスト、図解、ショート動画等）を活用すること。
- ・利用者が共感し、継続的に利用したくなるよう、ストーリー性を持たせた内容とする。
- ・ウに記載するターゲットごとに複数の普及啓発コンテンツをバランスよく制作すること。
- ・制作するコンテンツは、ポスター、SNS、動画、Web サイト、イベント等、多様な媒体において効率的に発信できるものとし、二次利用・横展開が容易となるよう設計すること。
- ・⑤に記載する他分野との連携を想定した要素を盛り込むこと。

ウ ターゲットの設定

ターゲットの設定は年齢層を基本としつつ、ライフスタイル、価値観、利用目的等の特性を踏まえて設定すること。

【年齢層の設定の例】

- ・若年層（18歳～25歳）、中年層（26歳～64歳）、高年層（65歳～）

エ 訴求内容

- ・以下に例示する観点を踏まえ、公共交通を利用するメリットについて、ターゲットごとに分かりやすく周知できる内容とすること。
- ・客観的な分析結果やデータ、提供されている具体的なサービス等を示し、利用者が自分事として捉えられる内容とすること。

【例】健康増進、移動時間の有効活用、移動コストの低減、環境負荷の低減、渋滞の回避、交通事故リスクの低減、利用者ニーズに応じた対応（妊婦タクシー、キッズタクシー等）、景色や乗車体験を楽しめる点、デジタル活用による利便性（スマートフォンによる路線検索等）など

② 特設 Web サイト（以下、「サイト」という。）の構築

- ・普及啓発コンテンツを中心とした掲載内容とし、視覚的訴求力の高い構成とすること。併せて、交通事業者や市町村が実施する取組や提供するサービスについて、利用者の行動につながる導線を意識し、関連リンクの掲載や特集記事の制作等を行うこと。
- ・サイトの制作・運営・維持・管理に必要な素材の入手、掲載する画像一式の収集、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、版下制作等、一切の業務を行うこと。
- ・サイトのドメインについては、岡山県ドメイン管理実施要領に基づき、県サブドメイン「pref.okayama.jp」を使用すること。
- ・県サブドメインを使用せず、独自ドメインを使用する場合は、その必要性及び理由を提案内容に付記すること。この場合、本業務終了後も本県が引き続き利用できるよう措置すること。また、他サイトにリンクを掲載した場合には、サイトの閉鎖後、

リンクを削除すること。

- ・受託者は、岡山県情報セキュリティポリシーに基づき情報システムの運用保守業務を実施するものとする。
- ・受託者は、ファイアウォール、サーバ本体その他のハードウェア、OS、ミドルウェア、ソフトウェア等に脆弱性がないか適宜確認するとともに、脆弱性が発見された場合は、アップデートファイル未適用時のリスク、影響範囲、作業内容等必要な事項について事前に調査の上、遅滞なく県と協議を行い、県が必要と判断した場合は、アップデートを実施すること。また、改ざんなどのセキュリティインシデントが発生した場合は、直ちに県に報告し、被害拡大防止の観点からホームページ停止等の措置を講じるとともに、可能な範囲でアクセスログの保存等、原因究明のための措置を講じること。

③ SNS 広告の配信等による情報発信

- ・広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。ターゲットを元にカスタマージャーニー※を設定し、掲出プラットフォーム、広告種別、その組み合わせ方法、経費配分、運用方法や運用スケジュール等を提案すること。
- ・YouTube、Instagram 等 SNS 広告の配信については、普及啓発コンテンツの内容やターゲット（地域、年代、価値観等）を考慮し、配信内容、対象者、インプレッション数やクリック数等の目標値（KPI）を設定し、根拠とともに提案すること。
- ・本業務により配信する広告のインプレッション数やクリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代、興味関心等）ごとに分析し、結果や改善点について、適宜、県に報告すること。

※顧客（公共交通を利用する人）が、公共交通を認知してから実際に利用し、再度利用するようになるまでの一連の流れ

④ ポスター等の制作・配布

- ・普及啓発コンテンツのデザインを用いてポスター等の広報媒体を制作し、配布すること。
- ・県内全域への周知が可能となるよう、一定の配布規模を確保すること。
- ・作成する媒体の種類、サイズ、部数、配布先、配布方法については、ターゲットや掲示場所の特性を踏まえ、効果的な内容を提案すること。なお、以下の掲示先については必須とする。

【掲示先】

- ・一般周知用ポスター : 県内公共施設、観光案内所等 40 箇所程度
- ・バス車内掲示用ポスター : バス車内 1,000 箇所程度
- ・鉄道駅掲示用ポスター : 鉄道駅 30 箇所程度

⑤ 他分野との連携

- ・より幅広く効果的な情報発信を行うため、交通事業者以外（医療・福祉施設、教育施設、子育て施設、観光施設、商業施設、企業等）の分野との連携による情報発信に

ついて、発信施設及び発信方法を提案すること。

(2) キャンペーン企画・イベント出展による利用促進

① キャンペーン企画の実施

ア 対象及び実施回数

- ・次の目的ごとに利用者の増加につながるキャンペーンを実施すること。
 - (ア) バス及び鉄道の継続的な日常利用
 - (イ) 旅客船の観光・レジャー等による利用
- ・それぞれについて1回以上実施することを基本とする。ただし、両者を一体的に実施するなど、より効果的な実施方法がある場合はこの限りでない。

イ 実施内容

- ・(1)の普及啓発コンテンツの訴求内容と連動したものとする。【企画例】・公共交通の利用を条件とした参加型企画
 - ・日常利用のきっかけづくりとなるインセンティブをもたせた企画
- ・交通事業者等の負担や利用者の社内事故防止に十分配慮して実施すること。

ウ 提案内容

以下の事項について具体的に提案すること。

- ・キャンペーンの全体設計（コンセプト、ターゲット、実施スケジュール）
- ・実施手法
- ・KPI（参加者数、行動実施数等）
- ・効果測定方法

② イベントへのブース出展

ア 実施内容

本業務で開催するイベント以外の各種イベント（他団体主催を含む）に出展し、公共交通の利用促進に資する普及啓発ブースの企画・運営を行うこと。

- ・回数：2回程度
- ・内容：来場者の公共交通に対する理解の促進や利用につながる内容とすること。
 - (1)の普及啓発コンテンツの訴求内容と連動したものとする。
- ・主催者との調整、出展ブースの設営準備（出展に必要な資材や道具の準備も含む）、イベント当日の運営スタッフの派遣を行い、円滑な運営を確保すること。

イ 提案内容

以下の事項について具体的に提案すること。

- ・出展するイベントの概要（名称、開催目的、来場者層、規模等）
- ・出展内容、普及啓発の手法、来場者参加型の企画等
- ・運営方法

6 経費配分

経費配分については、上記（１）で1,400万円程度、（２）で700万円程度とするが、より効果的な提案がある場合は、配分の変更を行っても差し支えない。

7 担当者との打ち合わせ

業務着手時1回以上、業務実施中4回以上、成果品の納品時1回以上の打ち合わせを行うこと。

8 成果品の納品

（１）成果品について

業務の成果品として、事業の実施内容、KPIの達成状況、分析結果、課題及び改善提案を含む報告書を作成し、委託業務完了報告書（別紙1）と併せて契約期間満了日までに県へ提出すること。

（２）成果品の媒体

委託業務完了報告書（別紙1）については紙媒体1部または電子データを提出すること。
その他の成果品については紙媒体2部及び電子データを提出すること。

（３）納品場所

岡山県県民生活部交通政策課企画班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

9 業務実施にあたっての留意点

- （１）事業の実施にあたっては、交通事業者の負担に配慮すること。
- （２）受託者が本業務のために作成した普及啓発コンテンツ、広告媒体等の著作権は、原則として県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。また、次年度以降、3年間は無償で利用できることとする。なお、受託者が他の媒体やイベント等で使用する場合には、県の同意を得るものとする。
- （３）本業務の実施に当たって第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を活用する場合は、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。なお、後年度にわたり出演料等の費用がかかる場合は、第三者が権利を保有する素材の活用を認めない。（本業務の委託料の範囲内において、後年度にわたり、県が引き続き使用することが承諾されている場合のみ第三者が権利を保有する素材の活用を認める。）
- （４）本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- （５）本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- （６）仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

「公共交通利用促進プロモーション事業」実施業務完了報告書

令和8年〇月〇日付けで契約を締結した「公共交通利用促進プロモーション事業」実施業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第〇条第〇項の規定に基づき、報告します。

記

- 1 業務名
「公共交通利用促進プロモーション事業」実施業務
- 2 委託期間
令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- 3 業務完了日
令和 年 月 日
- 4 成果品
別添のとおり